

2023年3月15日

各 位

会 社 名 カ バ ー 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 谷 郷 元 昭  
(コード番号：5253 東証グロース市場)  
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 企 画 室 長 金 子 陽 亮  
(TEL 03-6280-4036)

## 発行価格及び売出価格の決定並びに

### オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数決定のお知らせ

当社株式の発行価格及び売出価格並びにオーバーアロットメントによる売出しの売出株式数等につきまして、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

#### 記

- 発行価格・売出価格 1株につき 金 750 円
- 価格決定の理由等  
発行価格等の決定に当たりましては、仮条件（710円～750円）に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。  
当該ブックビルディングの状況につきましては、
  - ① 申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
  - ② 申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
  - ③ 申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。以上が特徴でありました。  
上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株式に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、750円と決定いたしました。  
なお、引受価額は693.75円と決定いたしました。
- オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数 1,864,100株
- 増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
公募による募集株式発行  
増加する資本金 520,312,500円（1株につき 346.875円）  
増加する資本準備金 520,312,500円（1株につき 346.875円）  
上場時資本金の額 973,121,045円

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

## 【ご参考】

### 1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 募集株式数  | 当社普通株式 1,500,000株  |
| (2) 売出株式数  | ① 引受人の買取引受による売出し<br>当社普通株式 10,927,400株<br>② オーバーアロットメントによる売出し<br>当社普通株式 1,864,100株 |
| (3) 申込期間   | 2023年3月16日（木曜日）から<br>2023年3月22日（水曜日）まで   |
| (4) 払込期日   | 2023年3月24日（金曜日）  |
| (5) 株式受渡期日 | 2023年3月27日（月曜日）  |

(注) 上記(2)①に記載の引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうち4,908,900株が、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されます。

### 2. ロックアップについて

公募による募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である谷郷元昭、売出人である福田一行、須田仁之並びに当社株主（新株予約権者を含む。）である若山理子及びバレー株式会社は、みずほ証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「共同主幹事会社」と総称する。）に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2023年9月22日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシュエアオプションの対象となる当社普通株式をみずほ証券株式会社が取得すること等を除く。）等を行わない旨合意しております。

また、売出人であるAT-II投資事業有限責任組合、みずほ成長支援第2号投資事業有限責任組合、i-n-e-s-t1号投資事業有限責任組合、HAKUHODO DY FUTURE DESIGN FUND投資事業有限責任組合、千葉道場2号投資事業有限責任組合、OLM1号投資事業有限責任組合、伊藤将雄、Tokyo XR Startups株式会社、林隆弘、DIMENSION投資事業有限責任組合、有限会社セコイア、SMB Cベンチャーキャピタル5号投資事業有限責任組合、千葉道場1号投資事業有限責任組合、國光宏尚、古川健介、HTC Vive Investment (BVI) Corp.、みずほ成長支援第3号投資事業有限責任組合、TLM1号投資事業有限責任組合及びブレイクポイント株式会社は、共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し及びその売却価格が発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後にみずほ証券株式会社を通して行う東京証券取引所での売却等を除く。）を行わない旨合意しております。

加えて、当社は共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

以上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。